

# 保育所等訪問支援ご利用の流れ

春日部市立ふじ学園

## 1 ご利用にあたって

ご利用をご検討される方は、まずはお電話にてお問合せください。【☎ 048-754-4017】  
どのような支援をさせていただけるのか、お子様の状況もお聞かせいただき、  
お子様の支援内容についてご相談させていただきたいと思っております。

## 2 はじめて、保育所等訪問支援を御利用の場合（通所受給者証をお持ちでない場合）

- ①お問い合わせいただいたのち、相談
- ②市役所障がい者支援課または庄和総合支所福祉・健康保険担当へお問い合わせいただき、必要書類（手帳をお持ちでない方は、かかりつけ医の診断書など）をご確認のうえ障害児通所給付費の支給申請をしてください。
- ③通所受給者証の交付、受領
- ④利用申込書を市役所障がい者支援課または庄和総合支所福祉・健康保険担当へ提出
- ⑤利用契約（※）・保育所等との覚書の締結
- ⑥利用開始

## 3 通所受給者証をお持ちの場合

- ①お問い合わせいただいたのち、相談
- ②利用申込書を市役所障がい者支援課又は庄和総合支所福祉・健康保険担当へ提出  
（通所受給者証の内容（支給量等）に変更がある場合は併せてご相談をお願いします。）
- ③利用契約（※）・保育所等との覚書の締結
- ④利用開始

※利用契約の際、重要事項説明を行わせていただき、各書類へ捺印をいただきます。  
契約当日は以下のものが必要となりますので、ご持参ください。

- ・印鑑
- ・通所受給者証（契約支給量と契約内容の記載確認のため）

## 4 利用契約後（個別支援計画の作成等）

- ①児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成いたします。
- ②保護者の方に個別支援計画をご説明し、ご承認をいただきます。

## 5 利用開始

利用契約を完了し、個別支援計画のご承認をいただき次第、ご利用開始となります。

## 6 ご利用料金

通所受給者証に記載されている負担上限月額以上の金額をいただくことはありません。

### 【お支払い上限額】

- ・非課税世帯のご家庭・・・0円
- ・世帯所得約900万円までのご家庭・・・月額上限 4,600円
- ・世帯所得約900万円以上のご家庭・・・月額上限 37,200円